



佐賀県公報

平成18年
4月24日
(月曜日)
第12746号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 青少年に有害な図書等の指定 (三〇八・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (三〇九・長寿社会課) 二
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (三一〇・〃) 二
- 〃 (三一〇・〃) 二
- 〃 (三一〇・〃) 二
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (三一三・畜産課) 二
- 伊万里港臨港地区内の分区の指定 (三一三・港湾課) 三
- 公 告
- 平成十八年度狩猟免許試験等の実施 (生産者支援課) 三
- 公共測量の終了 (土地対策課) 六
- 土地改良区の定款変更認可 (農地整備課) 六
- 〃 (〃) 六
- 〃 (〃) 六
- 土地改良事業の工事完了 (〃) 六
- 選挙管理委員会の招集 (告示・一五) 七
- 選挙管理委員会事項

○ 告 示

●佐賀県告示第三百八号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-16	Taboo レディースコミック・タブー 5月号	三和出版(株)	19673-05	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	18-17	愛の体験Specialデラックス 5月号	(株)竹書房	11585-5	
〃	18-18	願いはひとつ	(株)双葉社	50167-81	
〃	18-19	コミック DVD DOKAN こみっくでいぶいでいどかん VOL. 08	曙出版(株)	01944-05 ㊦2006/7/3	
〃	18-20	ZUBA!【スパッ!】 5月号	インフォレスト(株)	15529-5	
〃	18-21	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション5月号増刊	(株)バウハウス	18764-05 ㊦2006年5月20日	
〃	18-22	DOPE [ドープ] MAY.1 SUPREME-077	KKベストセラーズ	16639-5	
〃	18-23	別冊GON! Special vol.60 5月号	(株)太洋図書	18185-5	
〃	18-24	Suppin EVOLUTION DVD Vol. 8 すっぴん5月号増刊	英知出版(株)	05464-5 ㊦5.23	
〃	18-25	別冊ドント	(株)マガジン・マガジン	17907-05	
〃	18-26	Madonna HOUSE Vol.226 [月刊] マドンナハウス 5月号	若生出版(株)	08357-05	
〃	18-27	@BOOING アットプーイング vol.19 夜遊び隊5月号増刊	(株)メディアックス	09012-05 ㊦-2006/5/22	

◎佐賀県告示第三百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問入浴介護	潮荘訪問入浴サービス	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一	平成一八・三・三一

◎佐賀県告示第三百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百三十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人 橋野医院	佐賀市高木瀬東五丁目一七番一五号	平成一八・三・三一

◎佐賀県告示第三百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百三十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
田尻外科胃腸科医院	鳥栖市幸津町一七六一番地一	平成一八・四・三〇

◎佐賀県告示第三百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の目的

牛のブルセラ病及び結核病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防並びにブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域（牛のブルセラ病及び結核病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域）

三 実施の期日

平成十八年五月八日から平成十九年三月三十一日までの間（一に掲げる発生のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛（生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）	血清学的検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法）及び疫学的検査
結核病検査	”	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査
馬伝染性貧血検査	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応法）、疫学的検査及び臨床検査

家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査(急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査
ブルータンダ検査	未越冬牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)
アカバネ病検査	"	臨床検査及び血清学的検査(中和試験)
チュウザン病検査	"	"
アイノウイルス感染症検査	"	"
イバラキ病検査	"	"
牛流行熱検査	"	"

五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

●佐賀県告示第三百十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条の規定により、伊万里港臨港地区内の分区分を次のとおり指定する。

なお、伊万里港臨港地区内の分区分の指定(平成十六年佐賀県告示第二百十六号)は、廃止する。

平成十八年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

伊万里港臨港地区内分区分指定

分 区	区 域	面 積
商 港 区	伊万里市山代町立岩字新堀、山代町久原字小波瀬、字波佐間、字下場、字原及び字矢房、二里町八谷堀字有田三本松、瀬戸町字豊瀬及び字釘島並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二九・八ヘクタール
特殊物資港区	伊万里市山代町久原字下場の一部	約三・二ヘクタール
工業 港 区	伊万里市山代町久原字小波瀬、字大波瀬、字波佐間及び字下場、山代町楠久津、字楠久及び字鳴石堀三並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二一四・〇ヘクタール
修景厚生港区	伊万里市山代町久原字小島及び字原、山代町楠久津、楠久津並びに松島町字堀の各一部	約四・一ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び伊万里土木事務所において縦覧に供する。

○ 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第88号。以下「法」という。)の規定による平成十八年度狩猟免許試験等を次のとおり実施します。

平成十八年4月24日

佐賀県知事 古川 康

1 狩猟免許試験等の区分

(1) 法第41条の規定による狩猟免許試験

(2) 法第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習

2 日時及び場所
別表のとおり

3 注意事項

(1) 1の狩猟免許試験及び適性検査を受けることのできる者は、県内に住所

を有する者としてします。

(2) 狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行います。

(3) 狩猟免許試験の種類は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の3種類とし、網・わな猟免許は網又はわなを使用して狩猟を行う者を、第一種銃猟免許は銃器(装薬銃又は空気銃(圧縮ガス銃を含む。))を使用して狩猟を行う者を、第二種銃猟免許は空気銃(圧縮ガス銃を含む。)を使用して狩猟を行う者を対象とします。

ただし、佐賀県では構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき「佐賀県イノシシわな猟免許特区」の認定を受けており、網・わな猟免許で使用できる猟具のうち網又はわなのどちらかの猟具を指定した場合は、指定した猟具以外の猟具に関する試験問題が軽減されます。

なお、この場合、交付される狩猟免許の種類は、網・わな猟免許となりますが、使用できる猟具は指定した猟具に限定され、狩猟免許の有効区域は佐賀県内に限定されます。

(4) 狩猟免許更新のための適性検査及び講習を受けることができる者は、平成15年度に狩猟免許を取得又は更新した者(以下「更新対象者」という)とします。

また、更新対象者で、今回更新対象となる免許と異なる種類の免許を所持しているものは、希望すれば、当該免許についても更新することができます。この場合において、更新した当該免許の有効期間は、更新の日から3年間とします。

(5) 狩猟免許更新のための講習は、法令、猟具の取扱い及び鳥獣の判別について行い、適性検査は狩猟免許試験に準じて行います。

(6) 既に狩猟免許を受け、その有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験(猟具に係るものを除く。)を免除します。

(7) 次に掲げる者は、狩猟免許試験を受けることができません。

ア 20歳に満たない者

イ 精神障害又は発作による意識障害をもち、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(アからウまでに該当する者を除く。)

オ 法又は法に基づき命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

カ 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

(8) 受験者は、免許申請書又は免許更新申請書に、次に掲げるものを添えて、別表の期日までに、社団法人佐賀県猟友会(郵便番号840-0027 佐賀市本庄町本庄278番4号 森林会館内)へ提出してください。

ア 住民登録票(狩猟免許試験申請者に限る。)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可を受けている場合にあってはその写し、受けていない場合にあっては(7)のイからエまでに該当しない旨を証する医師の診断書

ウ 手数料(狩猟免許試験 5,300円、狩猟免許更新講習 2,900円及び免許試験の一部免除者 4,000円)としての佐賀県収入証紙(申請書にはり付けること。)

エ 写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

(9) その他詳細については、佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課中山間地域・鳥獣対策担当(電話0952-25-7113)、社団法人佐賀県猟友会(電話0952-26-6543)又は最寄りの社団法人佐賀県猟友会の各支部に問

い合わせてください。

(10) 狩猟免許申請及び狩猟免許更新申請において提出された個人情報、狩猟免許申請及び狩猟免許更新申請の審査並びに狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的のみに使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

別表

平成18年度狩猟免許試験

年 月 日	科 目	時 間	場 所	電話番号	申請書提出期限
平成18年7月10日(月)	知識試験	受付 8:30～9:00 試験 9:00～12:30	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成18年6月26日(月)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30～14:00 試験 14:00～17:00			
平成18年7月23日(日)	知識試験	受付 8:30～9:00 試験 9:00～12:30	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成18年7月7日(金)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30～14:00 試験 14:00～17:00			
平成18年8月6日(日)	知識試験	受付 8:30～9:00 試験 9:00～12:30	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成18年7月21日(金)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30～14:00 試験 14:00～17:00			

平成18年度狩猟免許更新講習及び適正検査

年 月 日	時 間	場 所	電話番号	申請書提出期限
平成18年5月29日(月)	受付 8:30～9:00 講習及び検査 9:00～12:30	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成18年5月15日(月)
	受付 13:00～13:30 講習及び検査 13:30～17:00			
平成18年5月30日(火)	受付 13:00～13:30 講習及び検査 13:30～17:00	小城市小城町176-20 小城市小城公民館	0952-73-3215	”

平成18年5月31日(水)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	鹿島市納富分2700-1 鹿島市生涯学習センター	0954-63-2125	〃
平成18年6月2日(金)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	鳥栖市本鳥栖町1819 サンメッセ鳥栖	0942-84-2121	〃
平成18年6月5日(月)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	武雄市武雄町武雄5538-1 武雄市文化会館	0954-23-5165	〃
平成18年6月6日(火)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	白石町坂田275-1 白石町有明公民館	0954-65-3135	〃
平成18年6月7日(水)	受付 講習及び検査	8:30～9:00 9:00～12:30 13:00～13:30 講習及び検査	唐津市坊主町433-1 佐賀県唐津総合庁舎	0955-73-1661	〃
平成18年6月8日(木)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	伊万里市松島町391-1 伊万里市民センター	0955-22-3911	〃
平成18年6月9日(金)	受付 講習及び検査	13:00～13:30 13:30～17:00	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	〃
平成18年6月11日(日)	受付 講習及び検査	8:30～9:00 9:00～12:30 13:00～13:30 講習及び検査	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	〃

4月14日土井外坂口土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年4月24日

佐賀県知事 古 川 康

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鳥栖市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年4月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 公共測量(新鳥栖駅周辺土地区画整理事業に伴う現況図作成)

2 作業期間 平成17年10月28日から平成18年3月15日まで

3 作業地域 鳥栖市原古賀町

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年4月14日鏡久里土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年4月24日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年

唐津市長 坂井 俊之から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2

第1項の規定により、唐津市営土地改良事業（基盤整備促進 暗渠排水）大野地区の工事が平成18年3月17日完了した旨届出があった。

平成18年4月24日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十五号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十八年四月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十八年四月二十五日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 市町村選挙の結果について

(二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年四月二十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

